

一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業要綱

(平成3年12月27日施行)

1. 目 的

一戸町内の地域住民団体等（以下「団体等」という。）が、地域福祉・在宅福祉活動の水準を高めるために行う事業に対し助成をし、もって団体の福祉活動の促進を図ることを目的とする。

2. 助成対象団体

- (1) 地域住民によって組織されている団体（青年団体、婦人団体、趣味的サークル・グループ、職場内サークル・グループ、技術者団体等で、会員構成は10名以上結成後3ヵ年程経過している団体組織）
- (2) 社会福祉協力校の指定期間が終了した学校

3. 対象事業

(1) 老人を対象とした地域・在宅福祉活動

老人と世代間のふれあい活動やいきがい、健康、生活の安全等を高めるための地域・在宅福祉活動

- (ア) 小規模農園の確保
- (イ) 老人の社会参加を促進するための事業
- (ウ) 老人を中心とした世代交流や伝承活動的な事業
- (エ) ねたきり老人の慰問、交流、手編みなどの伝承活動的な事業
- (オ) ねたきり老人介護者への技術指導者等
- (カ) 一人暮らし老人、ねたきり老人の生活安全を確保する事業
- (キ) 老人自身によるボランティア、ボランティアグループへの育成、指導
- (ク) 老人自身による地域福祉活動
- (ケ) その他、本事業の趣旨に合致する事業

(2) 障害児者を対象とした地域・在宅福祉事業

障害児者に対する地域住民の理解を深め、そのいきがいや健康、機能回復、能力開発等をねらいとして実施する地域・在宅福祉活動

- (ア) 障害児者の機能回復に関する事業
- (イ) 障害児者の能力開発に関する事業
- (ウ) 障害児者と健常者との共同活動に関する事
- (エ) 障害児者に対する地域住民の理解を広げる事に関する事業

(オ) その他、本事業の趣旨に合致する事業

(3) 児童を対象とした地域・在宅福祉活動

地域住民等による各種伝承活動や非行問題への対応、相談活動や施設活動への協力、児童の健全育成等をねらいとして実施する地域・在宅福祉活動

(ア) 伝承活動（遊び、文化、芸能、その他）

(イ) 施設と児童との交流活動

(ウ) 児童と世代間のふれあいを高める事業

(エ) 児童によるボランティア活動

(オ) 電話による育児・教育・児童の生活等の相談事業

4. 助成額及び方法

(1) 助成額は、5万円とする。ただし、年1団体1事業の必要見込額の80パーセント以内を限度とし、他の制度による助成金の交付を受けた場合は助成しない。

(2) 助成事業の決定等については、一戸町社会福祉協議会理事会で協議し決定する。

5. 申請及び交付

(1) 申請は別に定める様式をもって行い、助成金は団体組織の代表者に交付する。

(2) 事業の実施にあつたては、別に指示する方法で広報すること。